

育成 見附

見附市青少年育成センター

〒954-0051 見附市学校町 2-7-9

TEL 0258-62-5739 FAX 0258-62-2343

Mail : ikuseicenter@city.mitsuke.niigata.jp

見附市青少年育成センター 令和7年度の取組について

5月8日(木)に「見附市青少年育成センター運営委員会」が開催され、令和7年度の青少年育成センターの運営について以下のように承認されました。既存の事業を改善・充実させ、効果的に取り組んでいきます。

1 設置の目的

青少年の健全育成を総合的に推進する。

2 運営方針

青少年の心と体の健全な発展を促し自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、以下の方針により事業を推進し、青少年の健全育成を支援する。

- (1) 青少年を取り巻く有害情報に関する問題性や注意事項についての啓発、有害環境から青少年を守る取組を推進する。
- (2) 「家庭や地域の人と人とのつながりの中で健全な青少年を育む」ということを大切に、非行の未然防止と共に「青少年を守り育てるまちづくり」を推進する。
- (3) いじめ・不登校をはじめ青少年の多様な状況に寄り添い、共に考え多様な連携で課題解決を支援する。

3 主な事業

(1) 青少年街頭指導事業

青少年が集まりやすく保護者や学校の目が届きにくい場所を巡回し、青少年への声掛け(「愛の一声かけ」)や注意・助言等、適切な指導の手を差し伸べ、非行を未然に防止する。

(2) 青少年育成相談事業

小・中・高校生の不登校、いじめ、不良行為等の問題行動や悩み事に関する本人、保護者、学校職員、市民等からの相談に対し助言や相談を行

う。内容により、相談者の了解を得て関係機関や学校との連携、専門機関の紹介等を行う。

(3) 青少年健全育成支援事業

青少年の健全育成に係る各種事業を関係機関・団体と連携を図りながら効果的に推進する。

- 市民への啓発活動(街頭指導時の広報資材の配布、市内施設での広報資材の設置、市役所での広報懸垂幕の設置)
- 見附地区学校警察等連絡協議会、見附市子ども支援対策地域協議会等との連携

(4) いじめ等対策支援事業

いじめ・不登校など、児童生徒の様々な問題・状況等に対し、学校と情報を共有し対策を検討、必要に応じて関係機関との連携を図るなど、学校の課題解決に向けて支援する。

- シェイクハンド学校訪問
学期1回、市内全小中学校を青少年育成センター所長、学校教育課長補佐、指導主事が訪問する。市教委への「いじめ・不登校状況報告」に基づき、学校の対応状況を確認し、学校の支援を行う。
- 要請訪問・相談
学校の要請により、いじめ・不登校等に係る教職員のサポート、各学校のいじめ・不登校対策委員会・ケース会議等に、青少年育成センター所長が参加し、学校を支援する。

お子さんのこと、子どもたちの気になる様子、お気軽にご相談ください!

青少年育成センターでは、電話・面接・メールで子どもたちや市民の皆様からのご相談を受け付けています。

小学生～高校生の子どもたち本人はもちろん、子どもたちの保護者・市民の皆様から子どもたちの「気になること」「困っていること」などについてご相談を受け付けています。市内小・中・高等学校には、4月初めに紹介パンフレットを配信しています。パンフレット裏面には、見附市公式レポーターの村上徹様の漫画を使わせていただき、子どもたちや保

護者・市民の誰もが気軽に相談できる親しみやすい機関であることをアピールしています。

相談の対象は、見附市の学校に就学及び見附市に在住されている方です。紹介パンフレットは見附市のホームページにも掲載しています。どうぞご活用ください。

